

「著作権教育」としての学習内容

「引用」に関する指導

「著作権教育」の学習のねらい

正しい「引用」ができるようになる

- 出所の明示を行う習慣を身につけさせる。
- 「引用」の意義とその公正な慣行を理解させる。

生徒の活動

- 学校図書館、地域の図書館、自宅にある蔵書を調べる。
- インターネット上の情報を調べる（検索する）。
- 先輩（過去の卒業生など）のレポートを参考にみる。



「著作権教育」の指導のポイント

- どのような場合に（何のために）「引用」が行われるのかを考えさせる。
- 他人の意見（文章などの表現）の意図を正しく理解し、ゆがめないことに注意させる（自他の意見を比較したり、他人の意見を元に自分の考えを発展させたりすることは重要）。
- 自分の意見（表現）と他人の意見（表現）を区別することを意識させる。
- 「引用」もルールを守らなければ「盗用」になることに気付かせる。

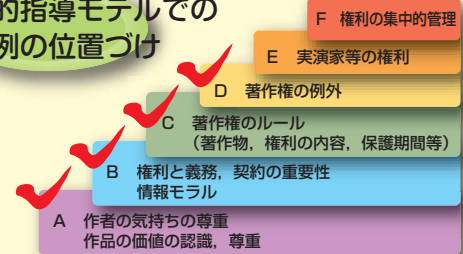
これだけは！ 押さえない指導内容

「引用のルール」（次の要件を満たす場合には、作者の許諾を得なくてもよい）

1. 引用しようとする他人の作品が、出版などにより公表されていること
2. 他人の作品の表現の部分を「 」でくくるなどして、自分の作品の表現と区別していること
3. 自分の作品が「主」、引用する他人の作品が「従」の関係であること
4. 研究、批評など他人の作品を引用する必要性、必然性があること
5. 出所の明示をすること

「引用」が認められる範囲を超えて他人の作品を利用する場合でも、原則として作者の許諾を得れば利用できることを理解させる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

「引用」に関する著作権のルールを守らなければどうなるのか、次のようなポイントを話し合う

- 著作物の利用に関するルールは、単なるマナーではない。
- コピーをしたり真似をしたりしても相手のものが減るわけではないが、知的創作物という形のない財産権が無断利用により侵害されることになるため、一定の条件を守らずに利用した場合は、損害賠償（民事的責任）を請求されたり、告訴によって罰則（刑事的責任）が科されたりすることがある。
 - ➔ 著作権の侵害は窃盗と同じ。
- 告訴されなければ問題がないのか。
 - ➔ 告訴がなければ適法になるわけではなく、いつ訴えられるか分からないというリスクを抱え続けなければならない。
- 未成年であっても刑事的責任が全く問われないわけではないし、民事的責任も免除されるものではない。
- 「引用」は権利者に許諾を得ずに他人の作品を利用できる制度の一つであるが、その他にも権利者の了解を得ずに他人の著作物が利用できる制度がある。

この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「高校生のための著作権教材」(引用するってどんなこと?)

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/koukousoft/index.html>

題名	手帳型	自動型	ダウンロード
1 買った物以外のもの?	MA	MA	MA
2 ホームページは誰のもの?	MA	MA	MA
3 アニメのキャラを似たい	MA	MA	MA
4 許可を得なくてもいい	MA	MA	MA
5 無断で公開しないでよ	MA	MA	MA
6 著作権を侵害したら	MA	MA	MA
7 あの曲を演奏しようぜ	MA	MA	MA
8 引用するってどんなこと?	MA	MA	MA
9 無断で転載してもいいの?	MA	MA	MA
10 補償金を払ってらんだよ	MA	MA	MA
11 フリーでダウンロードできるよ	MA	MA	MA
12 カマで撮るのはまずいよね	MA	MA	MA
13 ファイル共有ソフトの悪用	MA	MA	MA
14 昔の絵画の著作権	MA	MA	MA
15 データはコピー、クラスはだめよ?	MA	MA	MA



(社) コンピュータソフトウェア著作権協会「著作権の基礎知識」

http://www.ihokamo.net/copyright_quotation.html



文化庁「著作権なるほど質問箱」(「引用」で検索)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>

